

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成21年12月17日提出
【計算期間】	第8計算期間 （自 平成20年9月20日 至 平成21年9月24日）
【ファンド名】	DC・ダイワ・ストックインデックス２２５ （確定拠出年金専用ファンド）
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 石橋 俊朗
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】	長谷川 英男
【連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】	03-5695-2111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均株価をモデルとして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
	補足分類	インデックス型
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	日本
	投資形態	ファミリーファンド
	対象インデックス	日経225

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス

<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1. ストックインデックス２２５・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

（注）当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド（ストックインデックス２２５・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみです。

2. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
3. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

4. 関連説明および留意点

（a）インデックスファンドとは

基準価額が株価指数など特定の市場指数（インデックス）の動きに連動することをめざして設計されたファンドです。

（b）日経平均株価（日経２２５）とは

日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。

1950年から算出が開始された50年以上の歴史のある、わが国の株式市場全体の動向を示す代表的な指標の一つです。

（c）日経平均株価の計算方法

〔計算式〕

$$\text{日経平均株価（※2）} = \frac{\text{採用銘柄の株価（※1）合計}}{\text{除数（※3）}}$$

（※1）株価は、みなし額面が50円以外の銘柄については50円に換算します。なお、大幅な株式併合や株式分割に対しては、指数算出に用いる株価の水準がその前後で変わらないようになし額面を変更する場合があります。

（※2）小数第3位を四捨五入して第2位まで求めます。

（※3）日経平均株価は、単純平均の考え方に基づいており、分子の株価合計を225で割れば、普通の単純平均になりますが、株式分割や銘柄入替えなど市況変動以外の理由で株価の合計値が変化すると指数値の連続性が保てません。日経平均株価は、このような市況変動以外の事象が発生した場合には、計算式の分母である除数を修正することにより指数に連続性を持たせています。

（d）銘柄選定ルールと入替基準

日経平均株価の採用銘柄は、東京証券取引所第一部上場銘柄で流動性の高い銘柄から選定されます。構成銘柄については、原則として年1回「定期見直し」が行なわれるほか、合併、倒産などが発生した場合には、臨時に銘柄の入替えが実施されます。

「定期見直し」においては、流動性の低下した銘柄が除外され、流動性が極めて高い未採用銘柄が新たに採用されます。また、セクター（産業分類）のバランスを考慮した銘柄の入替えも行なわれます。

臨時の入替えは、東京証券取引所第一部上場でなくなった銘柄を除外し、その銘柄が属していたセクター内から最も流動性の高い未採用銘柄を補充することを原則としています。

採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が決定し、発表します。

※日経平均株価の構成銘柄選定基準は、市場環境や経済実態の変化、法規制の変更などに伴って、改定されることがあります。

◆日経平均株価（日経225）に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。同社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

5. 当ファンドは、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行いません。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

(a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること

(b) 信託報酬、売買委託手数料等の費用負担

(c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致

(d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致

(e) 株価指数先物と指数の動きの不一致（先物を利用した場合）

(f) 株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響

(g) 株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響

(h) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

6. 当ファンドは、確定拠出年金制度を利用する場合に限り取得できます。

7. 毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。収益分配金は、自動的に再投資されます。

8. 確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかります。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

(2) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
お取扱窓口	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）	
	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など

有価証券報告書（第14回）

↑ ↓ ※1		収益分配金、償還金など ↑ ↓ お申込金（※3）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など	
↓ 運用指図 ↑ ↓ ※2		損益 ↑ ↓ 信託金（※3）	
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など	
		損益 ↑ ↓ 投資	
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均株価に採用された銘柄 など（マザーファンド方式で運用します。）		

（注）収益分配金は、自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成21年10月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
-----	-----	-----------	----

株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00
----------------	-------------------	----------------	-------------

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

ストックインデックス２２５・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。

ロ. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ハ. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

運用最高責任者である運用本部長（C I O）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

C I Oが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長（C I O）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長（1～5名程度）

C I Oを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。

⑤ 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に

検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

※ 上記の運用体制は平成21年10月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 投資する株式の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ. 前イ.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④ 信用取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ. 信用取引の指図は、次の1.から4.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から4.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券

⑤ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロ

に掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ、委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ、スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ、スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ、において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ、前ハ、においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ、スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ、委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式をロ、の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

ロ、前イ、の株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ハ、前ロ、の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ニ、委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑨ 資金の借入れ（信託約款）

イ、委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等

の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参 考> マザーファンド（ストックインデックス225・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

当ファンドは、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均株価をモデルとして運用を行ないます。

① 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均株価に採用された銘柄を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

1. 上記投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、等株数投資を行ないます。

2. 株式の組入比率は、高位を保ちます。

ロ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、日経平均株価が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)

④および⑤に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、前1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。
- ③ 外貨建資産への投資は、行ないません。
- ④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

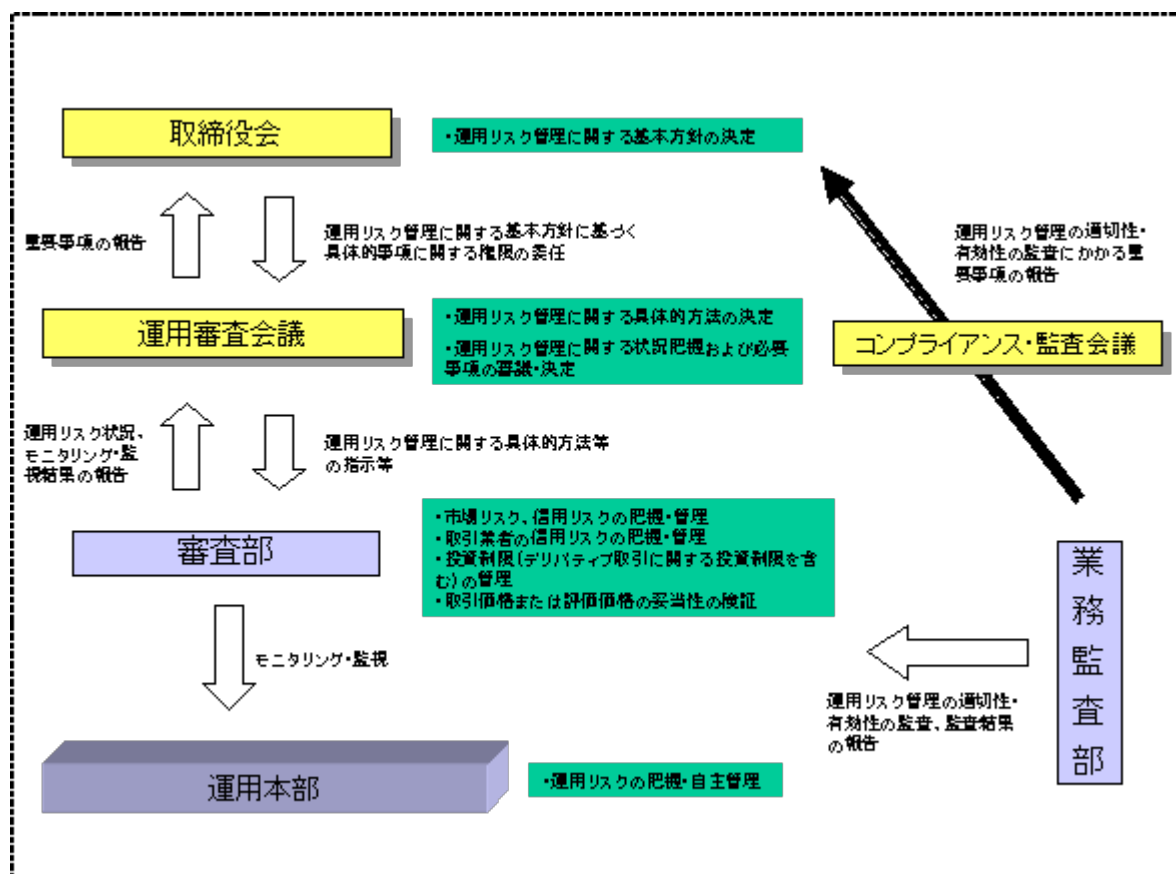
ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.546%（税抜0.52%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合に

は、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.21% (税抜0.2%)	年0.273% (税抜0.26%)	年0.063% (税抜0.06%)

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

（※）税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年10月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	2,912,977,739	99.98
内 日本	2,912,977,739	99.98
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	558,859	0.02
純資産総額	2,913,536,598	100.00

（参考）ストックインデックス２２５・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
株式	105,152,084,750	97.65
内 日本	105,152,084,750	97.65
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	2,526,375,676	2.35
純資産総額	107,678,460,426	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	2,502,500,000	2.32
内 日本	2,502,500,000	2.32

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 【投資資産】（平成21年10月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ストックインデックス２２５ ・マザーファンド 日本	親投資信託受 益証券 —	2,783,277,030	1.09235 3,040,340,124	1.0466 2,912,977,739	— —	99.98%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.98%
合計	99.98%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) ストックインデックス２２５・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	425,000	11,170 4,747,419,000	15,120 6,426,000,000	— —	5.97%
2	京 セ ラ 日本	株式 電気機器	425,000	8,431 3,583,359,000	7,750 3,293,750,000	— —	3.06%
3	ファナック 日本	株式 電気機器	425,000	8,219 3,493,149,000	7,710 3,276,750,000	— —	3.04%
4	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	1,275,000	2,009 2,561,793,000	2,175 2,773,125,000	— —	2.58%
5	本田技研 日本	株式 輸送用機器	850,000	2,872 2,441,286,000	2,880 2,448,000,000	— —	2.27%
6	T D K 日本	株式 電気機器	425,000	5,697 2,421,496,000	5,340 2,269,500,000	— —	2.11%
7	キャノン 日本	株式 電気機器	637,500	3,725 2,374,939,500	3,530 2,250,375,000	— —	2.09%
8	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	425,000	5,892 2,504,326,000	5,240 2,227,000,000	— —	2.07%
9	信越化学 日本	株式 化学	425,000	5,986 2,544,176,000	4,890 2,078,250,000	— —	1.93%
10	K D D I 日本	株式 情報・通信業	4,250	564,747 2,400,174,860	484,000 2,057,000,000	— —	1.91%
11	テ ル モ 日本	株式 精密機器	425,000	5,041 2,142,676,000	4,820 2,048,500,000	— —	1.90%
12	セコム 日本	株式 サービス業	425,000	4,516 1,919,513,000	4,250 1,806,250,000	— —	1.68%
13	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	850,000	2,487 2,114,496,000	2,060 1,751,000,000	— —	1.63%
14	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	425,000	3,804 1,616,833,000	3,660 1,555,500,000	— —	1.44%
15	武田薬品 日本	株式 医薬品	425,000	3,944 1,676,213,000	3,650 1,551,250,000	— —	1.44%
16	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	425,000	3,755 1,596,183,000	3,370 1,432,250,000	— —	1.33%
17	エーザイ 日本	株式 医薬品	425,000	3,466 1,473,333,000	3,250 1,381,250,000	— —	1.28%
18	トレンドマイクロ 日本	株式 情報・通信業	425,000	3,347 1,422,703,000	3,200 1,360,000,000	— —	1.26%
19	ダイキン工業 日本	株式 機械	425,000	3,493 1,484,693,000	3,150 1,338,750,000	— —	1.24%

20	オリンパス 日本	株式 精密機器	425,000	2,533 1,076,633,000	2,900 1,232,500,000	— —	1.14%
21	ソニー 日本	株式 電気機器	425,000	2,668 1,133,968,000	2,785 1,183,625,000	— —	1.10%
22	NTTデータ 日本	株式 情報・通信業	4,250	295,426 1,255,562,640	263,900 1,121,575,000	— —	1.04%
23	富士フイルムHLDGS 日本	株式 化学	425,000	2,830 1,202,943,000	2,630 1,117,750,000	— —	1.04%
24	デンソー 日本	株式 輸送用機器	425,000	2,721 1,156,813,000	2,555 1,085,875,000	— —	1.01%
25	スズキ 日本	株式 輸送用機器	425,000	2,173 923,559,000	2,235 949,875,000	— —	0.88%
26	日立建機 日本	株式 機械	425,000	2,068 879,037,000	2,185 928,625,000	— —	0.86%
27	日本碍子 日本	株式 ガラス・土石製品	425,000	2,019 858,492,000	2,085 886,125,000	— —	0.82%
28	花王 日本	株式 化学	425,000	2,395 1,018,088,000	2,030 862,750,000	— —	0.80%
29	セブン&アイ・HLDGS 日本	株式 小売業	425,000	2,178 925,908,000	2,005 852,125,000	— —	0.79%
30	電通 日本	株式 サービス業	425,000	2,201 935,627,000	1,980 841,500,000	— —	0.78%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	97.65%
合計	97.65%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
水産・農林業	0.16%
鉱業	0.30%
建設業	2.46%
食料品	4.09%
繊維製品	0.88%
パルプ・紙	0.49%
化学	6.66%
医薬品	7.04%
石油・石炭製品	0.70%
ゴム製品	0.76%
ガラス・土石製品	1.80%
鉄鋼	0.70%
非鉄金属	2.00%
金属製品	0.68%
機械	5.00%
電気機器	21.14%
輸送用機器	6.55%

精密機器	3.94%
その他製品	1.16%
電気・ガス業	0.51%
陸運業	2.11%
海運業	0.48%
空運業	0.15%
倉庫・運輸関連業	0.40%
情報・通信業	7.90%
卸売業	2.56%
小売業	8.33%
銀行業	1.74%
証券・商品先物取引業	0.84%
保険業	1.04%
その他金融業	0.41%
不動産業	2.11%
サービス業	2.57%
合計	97.65%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（単位：円）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	日本	日経平均先物 2009年12月	買建	250	2,588,268,944	2,502,500,000	2.32%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (平成13年12月20日)	1,000,000	—	1.0000	—
第1計算期間末 (平成14年9月19日)	56,168,500	56,168,500	0.9235	0.9235
第2計算期間末 (平成15年9月19日)	366,177,667	366,177,667	1.0462	1.0462
第3計算期間末 (平成16年9月21日)	679,348,403	679,348,403	1.0628	1.0628

第4計算期間末 (平成17年9月20日)	946,763,129	950,512,307	1.2626	1.2676
第5計算期間末 (平成18年9月19日)	1,866,993,622	1,866,993,622	1.5303	1.5303
第6計算期間末 (平成19年9月19日)	2,742,392,874	2,742,392,874	1.5886	1.5886
第7計算期間末 (平成20年9月19日)	2,513,078,743	2,513,078,743	1.1678	1.1678
平成20年10月末日	1,962,354,542	—	0.8443	—
11月末日	2,080,248,095	—	0.8372	—
12月末日	2,203,017,556	—	0.8720	—
平成21年1月末日	2,024,800,885	—	0.7863	—
2月末日	1,978,727,425	—	0.7448	—
3月末日	2,178,023,077	—	0.8050	—
4月末日	2,383,043,468	—	0.8760	—
5月末日	2,600,210,866	—	0.9439	—
6月末日	2,774,902,542	—	0.9872	—
7月末日	2,862,979,707	—	1.0264	—
8月末日	2,951,387,299	—	1.0397	—
第8計算期間末 (平成21年9月24日)	2,957,737,555	2,957,737,555	1.0444	1.0444
9月末日	2,875,431,781	—	1.0090	—
10月末日	2,913,536,598	—	0.9988	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0050
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△7.7
第2計算期間	13.3
第3計算期間	1.6
第4計算期間	19.3
第5計算期間	21.2
第6計算期間	3.8
第7計算期間	△26.5
第8計算期間	△10.6

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成13年12月20日： 信託契約締結、当初設定、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしま

す。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

(注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式のうち日経平均株価に採用された銘柄：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年9月20日から翌年9月19日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると
きは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者
に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で
あって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合
には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を
解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、
委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社
の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投
資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社
を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受
託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじ
め、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする
旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受
益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したとき
は、原則として、公告を行ないません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べ
るべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると
きは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告
し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受
益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの
規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に支払われます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受託会社は、収益分配金について、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

② 償還金にかかる請求権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、償還金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、そ

の権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成19年9月20日から平成20年9月19日まで）及び第8期計算期間（平成20年9月20日から平成21年9月24日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

DC・ダイワ・ストックインデックス225（確定拠出年金専用ファンド）

DC・ダイワ・ストックインデックス２２５（確定拠出年金専用ファンド）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 平成20年9月19日現在	第8期 平成21年9月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,841,908	10,208,516
親投資信託受益証券	2,512,606,370	2,957,186,581
未収入金	10,290,000	—
流動資産合計	2,536,738,278	2,967,395,097
資産合計	2,536,738,278	2,967,395,097
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,222,094	2,141,061
未払受託者報酬	849,957	859,008
未払委託者報酬	6,516,739	6,585,983
その他未払費用	70,745	71,490
流動負債合計	23,659,535	9,657,542
負債合計	23,659,535	9,657,542
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 2,151,922,962	※ 1 2,831,976,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	361,155,781	125,761,204
（分配準備積立金）	81,180,135	56,680,051
元本等合計	2,513,078,743	2,957,737,555
純資産合計	2,513,078,743	2,957,737,555
負債純資産合計	2,536,738,278	2,967,395,097

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 平成19年9月20日 至 平成20年9月19日	第8期 自 平成20年9月20日 至 平成21年9月24日
営業収益		
受取利息	43,013	13,295
有価証券売買等損益	△811,073,190	△116,642,789
営業収益合計	△811,030,177	△116,629,494
営業費用		
受託者報酬	1,676,861	1,498,769
委託者報酬	12,856,664	11,491,200
その他費用	139,577	124,713
営業費用合計	14,673,102	13,114,682
営業損失（△）	△825,703,279	△129,744,176
経常損失（△）	△825,703,279	△129,744,176
当期純損失（△）	△825,703,279	△129,744,176
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△138,500,303	△155,793,266
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,016,130,258	361,155,781
剰余金増加額又は欠損金減少額	419,608,218	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	419,608,218	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	387,379,719	261,443,667
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	387,379,719	70,711,136
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	190,732,531
分配金	— ※ 1	— ※ 1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	361,155,781	125,761,204

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第7期 自 平成19年9月20日 至 平成20年9月19日	第8期 自 平成20年9月20日 至 平成21年9月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-----	計算期間末日の取扱い 平成21年9月19日から平成21年9月23日までが休日のため、当計算期間末日を平成21年9月24日としております。このため、当計算期間は370日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 平成20年9月19日現在	第8期 平成21年9月24日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,726,262,616円 1,139,807,065円 714,146,719円	2,151,922,962円 1,605,375,084円 925,321,695円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,151,922,962口	2,831,976,351口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第7期 自 平成19年9月20日 至 平成20年9月19日	第8期 自 平成20年9月20日 至 平成21年9月24日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（934,343,409円）及び分配準備積立金（81,180,135円）より分配対象額は1,015,523,544円（1万口当たり4,719.14円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,361円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,279,778,900円）及び分配準備積立金（56,670,690円）より分配対象額は1,336,458,951円（1万口当たり4,719.17円）ですが、分配を行っておりません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第7期 平成20年9月19日現在		第8期 平成21年9月24日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,512,606,370	△740,244,429	2,957,186,581	△55,794,092
合計	2,512,606,370	△740,244,429	2,957,186,581	△55,794,092

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第7期 自 平成19年9月20日 至 平成20年9月19日	第8期 自 平成20年9月20日 至 平成21年9月24日
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自 平成19年9月20日 至 平成20年9月19日	第8期 自 平成20年9月20日 至 平成21年9月24日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第7期 平成20年9月19日現在	第8期 平成21年9月24日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1678円 (11,678円)	1.0444円 (10,444円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ストックインデックス225・マザーファンド	2,703,589,853	2,957,186,581	
親投資信託受益証券 合計		2,703,589,853	2,957,186,581	
合計		2,703,589,853	2,957,186,581	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「ストックインデックス２２５・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。
なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ストックインデックス２２５・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成20年9月19日現在 金 額（円）	平成21年9月24日現在 金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,895,366,072	2,254,818,986
株式 ※2	98,992,734,000	107,891,002,800
派生商品評価勘定	8,647,103	49,893,638
未収配当金	42,614,500	56,720,000
前払金	170,054,000	—
差入委託証拠金	—	13,860,000
流動資産合計	102,109,415,675	110,266,295,424
資産合計	102,109,415,675	110,266,295,424
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	61,280,246	272,071
前受金	—	23,760,000
未払金	292,011,371	—
未払解約金	337,000,000	419,740,000
流動負債合計	690,291,617	443,772,071
負債合計	690,291,617	443,772,071
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	83,380,364,118	100,402,860,779
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,038,759,940	9,419,662,574
元本等合計	101,419,124,058	109,822,523,353
純資産合計	101,419,124,058	109,822,523,353
負債純資産合計	102,109,415,675	110,266,295,424

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成19年9月20日 至 平成20年9月19日	自 平成20年9月20日 至 平成21年9月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引	先物取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成20年9月19日現在	平成21年9月24日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	75,068,822,110円	83,380,364,118円
同期中における追加設定元本額	13,189,332,223円	31,569,443,929円
同期中における一部解約元本額	4,877,790,215円	14,546,947,268円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
ストック インデックス ファンド 2 2 5	54,074,013,440円	66,028,899,048円
適格機関投資家専用・ダイワ・ストックインデックスファンド 2 2 5 V A	6,900,618,414円	6,619,341,513円
大和 スtock インデックス 2 2 5 ファンド	20,339,953,780円	25,051,030,365円
D C ・ダイワ・ストックインデックス 2 2 5 （確定拠出年金専用ファンド）	2,065,778,484円	2,703,589,853円
計	83,380,364,118円	100,402,860,779円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	83,380,364,118口	100,402,860,779口
3. ※2 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。
	株式 337,000,000円	株式 2,225,000,000円

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成20年9月19日現在		平成21年9月24日現在	
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	98,992,734,000	△34,622,174,706	107,891,002,800	△5,137,999,708
合計	98,992,734,000	△34,622,174,706	107,891,002,800	△5,137,999,708

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成19年9月20日から平成20年9月19日まで、及び平成20年9月20日から平成21年9月24日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成19年9月20日 至 平成20年9月19日	自 平成20年9月20日 至 平成21年9月24日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。
3. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

株式関連

種 類	平成20年9月19日 現在				平成21年9月24日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買 建	2,463,834,000	—	2,411,640,000	△52,194,000	2,313,930,000	—	2,363,960,000	50,030,000
合計	2,463,834,000	—	2,411,640,000	△52,194,000	2,313,930,000	—	2,363,960,000	50,030,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成20年9月19日現在	平成21年9月24日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2163円 (12,163円)	1.0938円 (10,938円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備考
		単 価	金 額	
日本水産	415,000	278	115,370,000	
マルハニチロホールディングス	415,000	136	56,440,000	
国際石油開発帝石	415	809,000	335,735,000	
コムシスホールディングス	415,000	1,011	419,565,000	
大成建設	415,000	191	79,265,000	
大 林 組	415,000	394	163,510,000	
清水建設	415,000	375	155,625,000	
鹿島建設	415,000	244	101,260,000	
大和ハウス	415,000	975	404,625,000	
積水ハウス	415,000	850	352,750,000	
日 揮	415,000	1,856	770,240,000	
日清製粉G本社	415,000	1,288	534,520,000	
明治ホールディングス	41,500	3,780	156,870,000	
日本ハム	415,000	1,071	444,465,000	
サッポロホールディングス	415,000	484	200,860,000	
アサヒビール	415,000	1,686	699,690,000	
麒麟HD	415,000	1,375	570,625,000	
宝ホールディングス	415,000	629	261,035,000	
双日	41,500	191	7,926,500	
キッコーマン	415,000	1,153	478,495,000	
味 の 素	415,000	931	386,365,000	
ニチレイ	415,000	370	153,550,000	
日本たばこ産業	2,075	319,000	661,925,000	
J. フロント リテイリング	415,000	536	222,440,000	
三越伊勢丹HD	415,000	1,086	450,690,000	
東洋紡績	415,000	161	66,815,000	
ユニチカ	415,000	82	34,030,000	
日清紡ホールディングス	415,000	980	406,700,000	
日東紡績	415,000	184	76,360,000	
セブン&アイ・HLDGS	415,000	2,180	904,700,000	
帝 人	415,000	289	119,935,000	
東 レ	415,000	559	231,985,000	
三菱レイヨン	415,000	316	131,140,000	
ク ラ レ	415,000	1,000	415,000,000	
旭 化 成	415,000	474	196,710,000	
SUMCO	41,500	2,225	92,337,500	
王子製紙	415,000	420	174,300,000	
三菱製紙	415,000	127	52,705,000	
北越製紙	415,000	487	202,105,000	
日本製紙G本社	41,500	2,585	107,277,500	

昭和電工	415,000	211	87,565,000
住友化学	415,000	421	174,715,000
日産化学	415,000	1,364	566,060,000
日本曹達	415,000	422	175,130,000
東ソー	415,000	256	106,240,000
電気化学	415,000	407	168,905,000
信越化学	415,000	6,000	2,490,000,000
協和発酵キリン	415,000	1,156	479,740,000
三井化学	415,000	350	145,250,000
三菱ケミカルHLDGS	207,500	406	84,245,000
宇部興産	415,000	257	106,655,000
日本化薬	415,000	826	342,790,000
電通	415,000	2,205	915,075,000
花 王	415,000	2,400	996,000,000
武田薬品	415,000	3,950	1,639,250,000
アステラス製薬	415,000	3,760	1,560,400,000
大日本住友製薬	415,000	985	408,775,000
塩野義製薬	415,000	2,125	881,875,000
中外製薬	415,000	1,881	780,615,000
エーザイ	415,000	3,470	1,440,050,000
テ ル モ	415,000	5,050	2,095,750,000
第一三共	415,000	1,899	788,085,000
ヤフー	1,660	29,930	49,683,800
トレンドマイクロ	415,000	3,350	1,390,250,000
富士フイルムHLDGS	415,000	2,835	1,176,525,000
コニカミノルタHLDGS	415,000	887	368,105,000
資 生 堂	415,000	1,686	699,690,000
新日本石油	415,000	546	226,590,000
昭和シェル石油	415,000	1,022	424,130,000
新日鉱ホールディングス	415,000	474	196,710,000
横浜ゴム	415,000	451	187,165,000
ブリヂストン	415,000	1,709	709,235,000
旭 硝 子	415,000	793	329,095,000
日本板硝子	415,000	314	130,310,000
住友大阪セメント	415,000	167	69,305,000
太平洋セメント	415,000	122	50,630,000
東海カーボン	415,000	449	186,335,000
TOTO	415,000	615	255,225,000
日本碍子	415,000	2,020	838,300,000
新日本製鐵	415,000	353	146,495,000
住友金属工業	415,000	237	98,355,000
神戸製鋼所	415,000	165	68,475,000
J F Eホールディングス	41,500	3,430	142,345,000
大平洋金属	415,000	737	305,855,000
日本製鋼所	415,000	1,081	448,615,000
日本軽金属	415,000	101	41,915,000
三井金属	415,000	252	104,580,000
東邦亜鉛	415,000	487	202,105,000
三菱マテリアル	415,000	277	114,955,000
住友鉱山	415,000	1,569	651,135,000
DOWAホールディングス	415,000	584	242,360,000
古河機金	415,000	136	56,440,000
古河電工	415,000	394	163,510,000
住友電工	415,000	1,227	509,205,000
フジクラ	415,000	473	196,295,000

東洋製罐	415,000	1,770	734,550,000	
オークマ	415,000	490	203,350,000	
小松製作所	415,000	1,782	739,530,000	
住友重機械	415,000	465	192,975,000	
日立建機	415,000	2,070	859,050,000	
クボタ	415,000	767	318,305,000	
荏原製作所	415,000	412	170,980,000	
千代田化工建	415,000	755	313,325,000	
ダイキン工業	415,000	3,500	1,452,500,000	
日本精工	415,000	608	252,320,000	
N T N	415,000	414	171,810,000	
ジェイテクト	415,000	1,147	476,005,000	
ミネベア	415,000	434	180,110,000	
日 立	415,000	305	126,575,000	
東 芝	415,000	496	205,840,000	
三菱電機	415,000	701	290,915,000	
富士電機HLDGS	415,000	189	78,435,000	
明 電 舎	415,000	514	213,310,000	
ジーエス・ユアサ コーポ	415,000	849	352,335,000	
日本電気	415,000	301	124,915,000	
富 士 通	415,000	643	266,845,000	
沖 電 気	415,000	84	34,860,000	
パナソニック	415,000	1,420	589,300,000	
シャープ	415,000	1,058	439,070,000	
ソ ニ ー	415,000	2,670	1,108,050,000	※
T D K	415,000	5,710	2,369,650,000	
三洋電機	415,000	237	98,355,000	
ミツミ電機	415,000	2,005	832,075,000	
アルプス電気	415,000	616	255,640,000	
パイオニア	415,000	246	102,090,000	
クラリオン	415,000	88	36,520,000	
横河電機	415,000	845	350,675,000	
アドバンテスト	830,000	2,490	2,066,700,000	
デンソー	415,000	2,725	1,130,875,000	
カ シ オ	415,000	813	337,395,000	
ファナック	415,000	8,230	3,415,450,000	
京 セ ラ	415,000	8,440	3,502,600,000	※
太陽誘電	415,000	1,057	438,655,000	
パナソニック電工	415,000	1,119	464,385,000	
三井造船	415,000	256	106,240,000	
日立造船	415,000	118	48,970,000	
三菱重工業	415,000	358	148,570,000	
川崎重工業	415,000	238	98,770,000	
I H I	415,000	191	79,265,000	
日産自動車	415,000	615	255,225,000	
いすゞ自動車	415,000	209	86,735,000	
トヨタ自動車	415,000	3,810	1,581,150,000	
日野自動車	415,000	364	151,060,000	
三菱自動車工業	415,000	161	66,815,000	
マ ツ ダ	415,000	232	96,280,000	
本田技研	830,000	2,875	2,386,250,000	
スズキ	415,000	2,175	902,625,000	
富士重工業	415,000	375	155,625,000	
ニコン	415,000	1,697	704,255,000	
オリンパス	415,000	2,535	1,052,025,000	

キャノン	622,500	3,730	2,321,925,000
リ コ ー	415,000	1,373	569,795,000
シチズンホールディングス	415,000	532	220,780,000
凸版印刷	415,000	876	363,540,000
大日本印刷	415,000	1,279	530,785,000
ヤマハ	415,000	1,095	454,425,000
伊 藤 忠	415,000	664	275,560,000
丸 紅	415,000	486	201,690,000
豊田通商	415,000	1,431	593,865,000
三井物産	415,000	1,285	533,275,000
東京エレクトロン	415,000	5,900	2,448,500,000
住友商事	415,000	964	400,060,000
三菱商事	415,000	1,963	814,645,000
高 島 屋	415,000	743	308,345,000
丸井グループ	415,000	668	277,220,000
クレディセゾン	415,000	1,115	462,725,000
イオン	415,000	887	368,105,000
ユ ニ ー	415,000	692	287,180,000
新生銀行	415,000	146	60,590,000
三菱UFJフィナンシャルG	415,000	527	218,705,000
りそなホールディングス	41,500	1,201	49,841,500
中央三井トラストHD	415,000	347	144,005,000
三井住友フィナンシャルG	41,500	3,300	136,950,000
千葉銀行	415,000	551	228,665,000
横浜銀行	415,000	446	185,090,000
ふくおかフィナンシャルG	415,000	376	156,040,000
静岡銀行	415,000	928	385,120,000
住友信託	415,000	497	206,255,000
みずほ信託銀行	415,000	98	40,670,000
みずほフィナンシャルG	415,000	184	76,360,000
大和証券G本社	415,000	496	205,840,000
野村ホールディングス	415,000	681	282,615,000
みずほ証券	415,000	351	145,665,000
松井証券	415,000	780	323,700,000
三井住友海上HD	124,500	2,635	328,057,500
損害保険ジャパン	415,000	618	256,470,000
東京海上HD	207,500	2,710	562,325,000
T&Dホールディングス	41,500	2,665	110,597,500
三井不動産	415,000	1,686	699,690,000
三菱地所	415,000	1,520	630,800,000
平和不動産	415,000	326	135,290,000
東急不動産	415,000	413	171,395,000
住友不動産	415,000	1,780	738,700,000
東武鉄道	415,000	566	234,890,000
東京急行	415,000	441	183,015,000
小田急電鉄	415,000	836	346,940,000
京王電鉄	415,000	632	262,280,000
京成電鉄	415,000	624	258,960,000
東日本旅客鉄道	41,500	6,450	267,675,000
西日本旅客鉄道	415	349,000	144,835,000
日本通運	415,000	375	155,625,000
ヤマトホールディングス	415,000	1,439	597,185,000
日本郵船	415,000	371	153,965,000
商船三井	415,000	568	235,720,000
川崎汽船	415,000	390	161,850,000

全日本空輸	415,000	262	108,730,000	
日本航空	415,000	144	59,760,000	
三菱倉庫	415,000	1,121	465,215,000	
スカパーJ S A T H D	415	42,200	17,513,000	
日本電信電話	41,500	4,300	178,450,000	
K D D I	4,150	566,000	2,348,900,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	415	148,800	61,752,000	
東京電力	41,500	2,420	100,430,000	
中部電力	41,500	2,210	91,715,000	
関西電力	41,500	2,160	89,640,000	
東京瓦斯	415,000	379	157,285,000	
大阪瓦斯	415,000	322	133,630,000	
東 宝	41,500	1,534	63,661,000	
N T T データ	4,150	295,800	1,227,570,000	
東京ドーム	415,000	290	120,350,000	
セコム	415,000	4,520	1,875,800,000	
C S Kホールディングス	415,000	352	146,080,000	
コナミ	415,000	1,877	778,955,000	
ファーストリテイリング	415,000	11,140	4,623,100,000	※
ソフトバンク	1,245,000	2,010	2,502,450,000	
合計	86,001,695		107,891,002,800	

（注） ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

ソ ニ ー	100,000株	京 セ ラ	100,000株
ファーストリテイリング	100,000株		

（2） 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年10月30日

I 資産総額	2,917,807,274円
II 負債総額	4,270,676円
III 純資産総額（I－II）	2,913,536,598円
IV 発行済数量	2,917,021,898口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	0.9988円

（参考）ストックインデックス２２５・マザーファンド 純資産額計算書

平成21年10月30日

I 資産総額	107,973,110,399円
II 負債総額	294,649,973円
III 純資産総額（I－II）	107,678,460,426円
IV 発行済数量	102,885,336,979口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0466円

第5 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	60,793,309	969,988
第2計算期間	489,281,924	200,114,228
第3計算期間	586,218,929	296,985,758
第4計算期間	735,473,849	624,862,327
第5計算期間	1,046,725,351	576,575,661
第6計算期間	1,302,164,431	795,887,215
第7計算期間	1,139,807,065	714,146,719
第8計算期間	1,605,375,084	925,321,695

（注）当初設定数量は1,000,000口です。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成21年10月末日現在、資本金の額は151億7,427万2,500円です。なお、発行可能株式総数は799万9,980株であり、260万8,525株を発行済みです。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受

けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成21年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（公募）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	13	46,973
追加型株式投資信託	261	5,492,645
株式投資信託 合計	274	5,539,618
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,993,296
公社債投資信託 合計	17	2,993,296
総合計	291	8,532,914

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、あずさ監査法人により受けております。

3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,398,882	3,961,462
有価証券	32,206,041	28,233,112
前払金	3,357	453
前払費用	96,205	84,549
未収入金	75,494	20,722
未収消費税等	—	27,138
未収委託者報酬	8,899,037	5,273,080
未収収益	136,888	25,476
貯蔵品	83,453	38,909
繰延税金資産	779,955	227,536
デリバティブ資産	1,172,830	—
その他	30,104	2,030
流動資産計	46,882,252	37,894,473
固定資産		
有形固定資産	※1 1,618,595	※1 1,252,162
建物（純額）	388,414	349,484
器具備品（純額）	1,229,446	900,893
建設仮勘定	735	1,785
無形固定資産	1,989,254	1,980,730
ソフトウェア	1,976,209	1,967,944
電話加入権	11,850	11,850
その他	1,194	936
投資その他の資産	8,890,810	8,317,769
投資有価証券	7,690,544	7,780,508
関係会社株式	737,012	737,012

出資金	166,719	178,806
従業員に対する長期貸付金	176,298	155,692
差入保証金	633,855	618,264
長期前払費用	10,039	8,394
投資不動産（純額）	593,270	579,162
その他	43	—
貸倒引当金	※3 △1,116,972	※3 △1,740,069
固定資産計	12,498,661	11,550,663
資産合計	59,380,914	49,445,137

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年 3月31日現在)	当事業年度 (平成21年 3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	50,693	48,999
未払金	10,302,751	5,335,193
未払収益分配金	27,011	32,233
未払償還金	332,721	278,950
未払手数料	4,943,985	2,896,691
その他未払金	※2 4,999,033	※2 2,127,318
未払費用	2,177,782	1,528,570
未払法人税等	1,402,832	442,052
未払消費税等	425,013	—
前受収益	39,700	—
賞与引当金	480,300	223,000
その他	22,096	1,951
流動負債計	14,901,170	7,579,766
固定負債		
退職給付引当金	988,898	1,150,011
役員退職慰労引当金	46,260	62,520
繰延税金負債	2,300,289	1,767,537
固定負債計	3,335,448	2,980,068
負債合計	18,236,618	10,559,835
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金	11,702,152	9,659,553
利益剰余金合計	14,876,450	12,833,851
株主資本合計	41,546,450	39,503,851

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△402,154	△618,549
評価・換算差額等合計	△402,154	△618,549
純資産合計	41,144,295	38,885,301
負債・純資産合計	59,380,914	49,445,137

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	82,506,998	67,765,880
その他営業収益	572,557	391,449
営業収益計	83,079,556	68,157,330
営業費用		
支払手数料	48,784,763	40,411,927
広告宣伝費	1,542,009	836,270
公告費	9,189	2,131
受益証券発行費	41,501	4,887
調査費	4,197,737	4,089,629
調査費	672,732	752,522
委託調査費	3,525,004	3,337,107
委託計算費	642,326	657,069
営業雑経費	2,103,482	1,828,907
通信費	283,069	264,500
印刷費	918,929	908,407
協会費	40,717	49,882
諸会費	10,258	11,279
その他営業雑経費	850,507	594,837
営業費用計	57,321,011	47,830,823
一般管理費		
給料	4,208,378	3,940,850
役員報酬	185,100	149,400
給料・手当	3,139,424	3,408,724
賞与	403,553	159,726
賞与引当金繰入額	480,300	223,000
福利厚生費	548,953	573,052
交際費	85,291	89,101
寄付金	1,796	630
旅費交通費	231,428	233,872
租税公課	427,247	328,325
不動産賃借料	666,919	730,467
退職給付費用	309,416	310,345
役員退職慰労引当金繰入額	33,405	26,700
固定資産減価償却費	713,538	1,012,489
諸経費	1,349,328	904,760
一般管理費計	8,575,704	8,150,595
営業利益	17,182,840	12,175,911

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
営業外収益				
受取配当金		205,108		33,852
有価証券利息		473,605		350,432
受取利息		4,674		4,904
時効成立分配金・償還金		117,919		38,525
有価証券償還益		226,585		26,762
為替差益		—		721,935
デリバティブ評価益		1,150,268		—
その他		27,266		20,641
営業外収益計		2,205,428		1,197,054
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		58,372		127,439
貯蔵品廃棄損		161,462		74,887
為替差損		1,632,650		—
デリバティブ損失		—		885,196
貸倒引当金繰入額		—	※3	621,387
その他		41,095		50,066
営業外費用計		1,893,580		1,758,977
経常利益		17,494,688		11,613,987
特別利益				
投資有価証券売却益	※1	2,241,103		2,157
ゴルフ会員権売却益		13,021		—
特別利益計		2,254,124		2,157
特別損失				
投資有価証券売却損		21,921		2,298
投資有価証券評価損		—		218,872
投資有価証券清算損		—		10,639
固定資産除売却損	※2	44,642	※2	11,886
貸倒引当金繰入額	※3	1,113,972		—
その他	※4	3,737	※4	42,274
特別損失計		1,184,273		285,971
税引前当期純利益		18,564,539		11,330,173
法人税、住民税及び事業税		6,901,995		4,648,684
法人税等調整額		997,192		168,125
法人税等合計		7,899,187		4,816,810
当期純利益		10,665,351		6,513,363

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	2,261	—
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	△2,261	—
当期変動額合計	△2,261	—
当期末残高	—	—
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,834,028	11,702,152
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,261	—
剰余金の配当	△7,799,489	△8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363

当期変動額合計	2,868,123	△2,042,599
当期末残高	11,702,152	9,659,553

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	12,010,588	14,876,450
当期変動額		
剰余金の配当	△7,799,489	△8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	△2,042,599
当期末残高	14,876,450	12,833,851
株主資本合計		
前期末残高	38,680,588	41,546,450
当期変動額		
剰余金の配当	△7,799,489	△8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	△2,042,599
当期末残高	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	562,216	△402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△964,370	△216,395
当期変動額合計	△964,370	△216,395
当期末残高	△402,154	△618,549
評価・換算差額等合計		
前期末残高	562,216	△402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△964,370	△216,395
当期変動額合計	△964,370	△216,395
当期末残高	△402,154	△618,549
純資産合計		
前期末残高	39,242,804	41,144,295
当期変動額		
剰余金の配当	△7,799,489	△8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△964,370	△216,395
当期変動額合計	1,901,491	△2,258,994
当期末残高	41,144,295	38,885,301

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ り計上しております。	(1) 子会社及び関連会社株式 同左
	(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。	(2) その他有価証券 同左
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	時価法により計上しておりま す。	同左
3. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通 りであります。 建物 7～50年 器具備品 5～10年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得税法等 の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第6号）及び（法 人税法施行令の一部を改正する政 令 平成19年3月30日 政令第83 号））に伴い、当事業年度より、 平成19年4月1日以降に取得した ものについては、改正後の法人税 法に基づく方法に変更しておりま す。 当該変更に伴う損益に与える影 響は、軽微であります。	(1) 有形固定資産及び投資不動産 （リース資産を除く） 同左
	(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月 31日以前に取得したものについ ては、償却可能限度額まで償却が終 了した翌年から5年間で均等償却 する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影 響は、軽微であります。	-----
	(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づいておりま す。	(2) 無形固定資産（リース資産を除 く） 同左
	(3) 長期前払費用 定額法によっております。	(3) 長期前払費用 同左

4. 引当金の計上基準 5. リース取引の処理方法 6. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 ----- (1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。 (2) 連結納税制度の適用 同左
--	--	---

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
---	---

-----	（リース取引に関する会計基準） 当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。
-------	---

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
※1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 735,161千円 器具備品 1,604,537千円 投資建物 662,012千円 投資器具備品 26,457千円 ※2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 4,620,908千円 ※3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して保証を行っております。	※1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 776,838千円 器具備品 1,691,069千円 投資建物 675,647千円 投資器具備品 26,929千円 ※2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 1,848,998千円 ※3 同左 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務711,260千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
※1 関係会社との取引 投資有価証券売却益 2,067,950千円 ※2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除却損 器具備品 44,642千円	----- ※2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除却損 器具備品 11,886千円

※3 貸倒引当金繰入額に関する注記 保有している外貨建資産担保債券の1銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。 なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。 ※4 特別損失の「その他」の主な内訳 会社清算損 3,069千円 保証金の返還に伴う損失 668千円	※3 同左 ※4 特別損失の「その他」の主な内訳 受益証券予備廃棄損 21,160千円 ゴルフ会員権評価損 19,403千円
---	--

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	7,799	2,990	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 8,555百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 3,280円
- ④基準日 平成20年3月31日
- ⑤効力発生日 平成20年6月23日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	8,555	3,280	平成20年 3月31日	平成20年 6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 6,495百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 2,490円
- ④ 基準日 平成21年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成21年6月22日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																												
(借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>4,599千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>2,299</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>2,299</td></tr> </table> なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>1,314千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>985</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,299</td></tr> </table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		器具備品	取得価額相当額	4,599千円	減価償却累計額相当額	2,299	期末残高相当額	2,299	1年以内	1,314千円	1年超	985	合計	2,299	(借主側) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>4,599千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>3,613</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>985</td></tr> </table> なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>985千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>-</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>985</td></tr> </table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		器具備品	取得価額相当額	4,599千円	減価償却累計額相当額	3,613	期末残高相当額	985	1年以内	985千円	1年超	-	合計	985
	器具備品																												
取得価額相当額	4,599千円																												
減価償却累計額相当額	2,299																												
期末残高相当額	2,299																												
1年以内	1,314千円																												
1年超	985																												
合計	2,299																												
	器具備品																												
取得価額相当額	4,599千円																												
減価償却累計額相当額	3,613																												
期末残高相当額	985																												
1年以内	985千円																												
1年超	-																												
合計	985																												

(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円 (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円 (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
---	---

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)			当事業年度 (平成21年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの						
(1)株式	55,101	73,804	18,702	55,101	67,520	12,418
(2)債券	50,000	50,105	105	—	—	—
(3)その他						
証券投資信託の受 益証券	3,110,512	3,238,991	128,479	1,732,000	1,815,427	83,427
小計	3,215,614	3,362,900	147,286	1,787,101	1,882,948	95,846
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの						
(1)債券	13,669,870	11,886,801	△1,783,068	—	—	—
(2)その他						
証券投資信託の受 益証券	2,816,910	2,591,485	△225,424	3,766,074	2,627,319	△1,138,755
小計	16,486,780	14,478,287	△2,008,493	3,766,074	2,627,319	△1,138,755
合計	19,702,395	17,841,188	△1,861,206	5,553,176	4,510,267	△1,042,909

(注) その他有価証券で時価のあるものについて、当事業年度において218,872千円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損にあたって、当事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復する見込みがないと判断して、減損処理を行っております。また、時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満の場合は、時価の推移及び発行会社の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額 (千円)	3,892,206	190,340
売却益の合計額 (千円)	2,241,103	2,157
売却損の合計額 (千円)	21,921	2,298

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	737,012	737,012
小計	737,012	737,012
その他有価証券		
非上場株式	1,314,612	1,172,137
外貨建資産担保債券	2,504,860	2,098,103
MMF・中期国債ファンド	18,235,925	28,233,112
小計	22,055,397	31,503,352
合計	22,792,409	32,240,364

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
(1)債券				
社債	150,000	—	—	—
その他	13,569,000	—	—	—
(2)その他				
証券投資信託 の受益証券	1,023,578	434,463	1,611,490	86,955
合計	14,742,578	434,463	1,611,490	86,955

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
その他				
証券投資信託の 受益証券	—	376,553	1,729,191	—
合計	—	376,553	1,729,191	—

（デリバティブ取引関係）

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
--	--

(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。 (2) 取引に対する取組方針 為替予約取引については将来の為替変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的ではありません。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動による市場リスクを有しております。また、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引開始にあたっては、事前に取り締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。 なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行役員会議で行っております。また、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 同左 (2) 取引に対する取組方針 同左 (3) 取引に係るリスクの内容 同左 (4) 取引に係るリスク管理体制 同左
---	---

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)				当事業年度 (平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	16,334,748	-	1,150,268	1,150,268	410,852	-	△1,622	△1,622

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割引き邦貨換算した額となっております。

(退職給付関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 988,898千円 退職給付引当金 988,898千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,150,011千円 退職給付引当金 1,150,011千円

3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 152,041千円 その他 157,375 退職給付費用 309,416 なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は106,630千円であります。	3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 168,703千円 その他 141,642 退職給付費用 310,345 なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は118,690千円であります。
--	--

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 887,301 貸倒引当金 454,496 退職給付引当金 402,382 未払事業税 332,390 株式譲渡損繰延 287,965 その他有価証券評価差額金 275,900 投資有価証券評価損 214,784 賞与引当金 168,660 出資金評価損 118,268 器具備品 38,093 役員退職慰労引当金 18,823 未払社会保険料 18,208 前受収益 16,153 一括償却資産 10,048 その他 23,392 繰延税金資産小計 3,266,871 評価性引当額 △1,947,529 繰延税金資産合計 1,319,341 繰延税金負債 株式譲渡益繰延 2,837,113 その他 2,562 繰延税金負債合計 2,839,675 繰延税金負債の純額 1,520,333	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 886,012 貸倒引当金 708,034 退職給付引当金 467,939 その他有価証券評価差額金 424,359 投資有価証券評価損 303,843 株式譲渡損繰延 287,965 出資金評価損 126,163 未払事業税 108,049 賞与引当金 90,738 器具備品 38,093 役員退職慰労引当金 25,439 未払社会保険料 11,283 その他 31,981 繰延税金資産小計 3,509,905 評価性引当額 △2,210,636 繰延税金資産合計 1,299,269 繰延税金負債 株式譲渡益繰延 2,837,113 その他 2,156 繰延税金負債合計 2,839,269 繰延税金負債の純額 1,540,000
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.20 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.52 住民税均等割 0.02 評価性引当額 2.45	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.35 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.13 住民税均等割 0.03 評価性引当額 2.32

その他	$\triangle 0.29$	その他	$\triangle 0.74$
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.55	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.52

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)大和証券グループ本社	東京都千代田区	178,324	持ち株会社	100.0	役員2人	経営管理	有価証券の売却 売却代金 売却益	3,153,487 2,067,950	— —	— —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	31,893,085	未払手数料	3,927,855
親会社の子会社	大和証券エスエムビーシー(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	1,197,059	未払手数料	82,472
								為替予約	25,434,342	—	—
親会社の子会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	—	なし	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,074,141	その他未払金	321,615

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (3) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	100.0	経営管理	債務保証	711,260	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,915,828	未払手数料	2,154,948
同一の親会社をもつ会社	大和証券エスエムビーシー(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	980,553	未払手数料	58,506
							為替予約	17,314,889	—	—
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	544,950	その他未払金	197,190

（注）1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- （1）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- （2）為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- （3）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。
- （4）(株)大和総研との取引金額には、(株)大和総研ホールディングス（旧・(株)大和総研）分社化前の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
1株当たり純資産額 15,773.01円 1株当たり当期純利益 4,088.65円 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1株当たり純資産額 14,907.00円 1株当たり当期純利益 2,496.95円 同左

（注）１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
当期純利益（千円）	10,665,351	6,513,363
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成21年4月2日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 株主名簿管理人の廃止

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称 みずほ信託銀行株式会社

② 資本金の額 247,231百万円（平成21年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名 称	② 資本金の額 単位：百万円 (平成21年3月 末日現在)	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	(注1)
住友信託銀行株式会社	287,537	(注2)
スルガ銀行株式会社	30,043	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329	
富国生命保険相互会社	71,000	(注3)
株式会社北洋銀行	121,101	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524	
三井住友海上火災保険株式会社	139,595	(注4)
株式会社横浜銀行	215,628	(注5)

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注3) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注4) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注5) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成20年12月12日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（第7期）・同添付書類
平成21年6月12日	半期報告書（第8期中）、有価証券届出書の訂正届出書・同添付書類

独立監査人の監査報告書

平成21年10月23日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC・ダイワ・ストックインデックス225（確定拠出年金専用ファンド）の平成20年9月20日から平成21年9月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC・ダイワ・ストックインデックス225（確定拠出年金専用ファンド）の平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月24日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC・ダイワ・ストックインデックス225（確定拠出年金専用ファンド）の平成19年9月20日から平成20年9月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC・ダイワ・ストックインデックス225（確定拠出年金専用ファンド）の平成20年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社
員 nbsp; 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員

指 定 社
員 nbsp; 公認会計士 小澤 陽一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。